

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

モンゴル 2016 年 国際宗教自由報告書

概要

憲法は、「良心及び宗教の自由」を定め、宗教に基づく差別を禁じ、国家機関と宗教機関の分離を命じている。法律は、宗教機関に対し、当局へ登録することを義務付けている。また、国内法は、登録手続きに関する詳細をほとんど定めておらず、その実施に係る詳細を地方自治体に一任している。宗教集団の中には、一部の地方自治体で新規登録や登録更新を行うに当たって困難に直面したと報告するところもあった。これは、県によって登録指針が異なること、職員が変わるたびに登録の慣行が変わること、また、宗教集団の支部を登録するのに法的制限が課せられていることなどが理由である。伝えられるところによれば、一部の地域は数年間に亘って新規の登録を禁止し又は遅延させた。未登録の宗教集団は、税務署員、警察官及び他の政府職員から嫌がらせを受けていると報告している。こうした職員は、賄賂や必要文書（明確な法的根拠が全くないと未登録宗教集団は語っている）を要求するが多かった。宗教の教えを説くためにモンゴルへ入国しようとする外国人は、宗教ビザを取得しなければならない。宗教の教えを説くことを望む市民に関する規制は一切ない。ダライ・ラマ（Dalai Lama）は、[2016 年]11 月 18~23 日にモンゴルを訪問した。この訪問の結果、同年 12 月に中国からモンゴルにとって必要不可欠な譲許的融資を取り止めるという脅しを受けて、モンゴルの外務大臣はこの訪問が両国の関係に負の影響を及ぼしたことを政府は遺憾に思っていると表明し、現政権期間中にダライ・ラマが再びモンゴルを訪問することを認めないと語った。シャーマニスト（シャーマニズム信奉者）の指導者は、他の信仰集団が利用できる金銭的恩恵及び税金特権をそのシャーマニスト集団に与えることを政府が拒否していると報告した。

少数派宗教集団を標的とした嫌がらせに関する報告がなされている。教育・文化・科学・スポーツ省（Ministry of Education, Culture, Science, and Sports）のある女性局長は、世界平和統一家庭連合（Family Federation for World Peace and Unification、略称統一教会 [Unification Church]）の活動を撮影した YouTube（ユーチューブ）のビデオに関連して嫌がらせが行われたのを受けて、辞表を提出したが、その後撤回した。腐敗防止機関は、同局長が統一教会の利益のために若者を洗脳し、マネーロンダリングを行っていたという訴えが行われたことに関して、その局長を捜査するよう要請された。

米国職員は、宗教の自由について、モンゴルのあらゆるレベルの政府職員と協議した。この中には、大統領室（Office of the President）の高官、外務省（Ministry of Foreign Affairs）、議会、州議会職員及びウランバートル市民代表議会（Ulaanbaatar Citizens' Representative Assembly）との会議による討議が含まれる。大使館職員及び米国政府が後援する訪問者は、

宗教の自由について協議するため、全国の宗教的指導者と定期的に会合を持った。

第1節. 宗教の人口統計

米国政府の推計によれば、モンゴルの総人口は300万人（2016年7月の推計）である。2010年に実施された最新の公式国勢調査では、15歳以上の個人の53パーセントが仏教徒、3パーセントがイスラム教徒、2.9パーセントがシャーマニスト、2.1パーセントがキリスト教徒であると自称している。また、38.6パーセントは、特定の宗教を信仰していないと回答している。個人の多くは、シャーマニズムの要素を他の宗教、特に仏教に取り入れて信仰を実践している。キリスト教徒の大半はプロテスタントであり、他のキリスト教徒は、末日聖徒イエス・キリスト教会（Church of Jesus Christ of Latter-day Saints、通称モルモン教会[Mormons]）、ローマカトリック教会（Roman Catholic Church）及びロシア正教会（Russian Orthodox Church）の信徒である。統一教会などの宗教集団も、国内で活動している。

主に北西部にあるカザフ人系住民コミュニティは、イスラム教徒が多数派を占めている。

第2節. 政府による信教の自由の状況

法的枠組み

憲法は、市民に保証するものとして列挙されている権利と自由の中に「良心及び宗教の自由」を挙げている。憲法は、宗教に基づく差別を禁じ、国家が宗教活動に従事することを禁じ、また、宗教機関が政治的活動を追求することを禁じている。憲法には、「国家と宗教機関の関係は、法律により規定されるものとする。」と明記されている。国民は、その権利を行使する際、「国家の安全保障、他者の権利及び自由を侵害してはならず、かつ、公共の秩序を乱してはならない。」と憲法に謳われている。国家は全ての宗教を尊重するものとし、宗教は国家に敬意を払うものとする憲法に定められている。宗教法は、「国家は国民の団結と文化的及び文明的遺産を守るため、仏教徒の地域が国内の大半の部分の占めている状況を尊重するものとする。」と定めている。これは、市民が他の宗教を実践することを妨げるものではない。

宗教集団は、合法的に活動するため、地方・県当局及び知的財産・国家登録局（General Authority for Intellectual Property and State Registration、通称：登録局[General Authority]）に登録しなければならない。国内法は、登録手続きに関する詳細をほとんど定めておらず、また、登録の有効期間も明記していないため、地方及び県当局が独自の規則

を設定することができるようになっている。宗教集団は、地方、県及び国家レベルの複数の政府機関でその登録を（大半は毎年）更新しなければならない。

宗教集団は、登録を申請する際、次に掲げる書類を登録局に提出しなければならない。登録を要請するレター、礼拝を実施することに承認を与える旨の市民代表議会又は他の地方当局のレター、宗教集団の概要、宗教集団の憲章、宗教集団の創設に関する文書、指導者リスト、財務情報、資産（所有不動産を含む）申告書、賃貸借契約書（該当する場合）、礼拝の実施を望む個人の簡単な略歴及び予想礼拝者数。

更新手続きを踏む際、宗教集団は地方自治体からの推薦状を上記文書（必要に応じて更新されたもの）とともにウランバートル市民代表議会（略称：ウランバートル議会 [Ulaanbaatar Assembly]）（宗教集団がウランバートルにある場合）又は関係する県議会へ提出することを義務付けられる。関係する議会は、活動を継続する許可を宗教組織に与える決議書を発行し、宗教集団はその写しを登録局に送付する。登録局は宗教組織の当初の登録書に新たな有効日を記入する。

私立の宗教学校は全て、非宗教的な教育課程に関して国の資金を受け取る資格がある。政府は、宗教教育を対象として国の資金を宗教学校に与えることを禁じられている。

教育法は、教育機関が社会、市民の利益、健康又は安全に負の影響を及ぼす宗教的訓練、儀式又は活動を実施することを禁じている。教育・文化・科学・スポーツ省によれば、この禁止規定は、公立学校及び私立学校の両方に適用される。省令は、公立学校で宗教授業を行うことを禁じている。政府は宗教授業に関する禁止規定に違反する宗教集団の登録更新申請を却下することができる。

公務及び兵役を規定する法律の定めにより、18~25歳の男性市民は全て、強制的な兵役に1年間服さなければならない。良心的兵役拒否者が宗教を理由に拒否することを認めるような明示的な例外規定は一切ない。ただし、全ての対象者は要求すれば、国境警備隊（Border Forces）、国家緊急事態管理庁（National Emergency Management Agency）又は人道機関に勤務するという代替的義務を定める条項はある。また、兵役に代えて、兵士1人の1年分の訓練及び維持費用を支払うことを定める条項もある。

労働法に基づき、全ての外国組織（宗教機関を含む）は、採用する外国人の従業員1人につき所定の数のモンゴル人を雇用しなければならない。年間割当てリストに記載されていない集団（大半の宗教集団を含む）は、従業員の95パーセントがモンゴル人であるようにしなければならない。リストに記載されておらず、モンゴル人従業員が20人未満の集団は、

外国人労働者1人を雇用することができる。

宗教法は、「力、圧力、物質的インセンティブ若しくは詐欺、又は健康若しくは道徳に害を及ぼす又は心理的に有害な手段」を用いて、宗教的見解を広めていく行為を禁じている。また、宗教的勧誘の手段として贈り物を用いることも禁じている。[2016年]9月まで、児童の権利に関する法律は、児童を強制的に改宗させる又は宗教機関へ登録させる行為及び宗教活動に児童を関与させるためにごまかしの手口を利用する行為を禁じていた。児童の権利に関する新たな法律は、児童にその信仰を实践する自由を与えることにより、これらの禁止条項を明確化しているが、同法の施行に係る規則の策定はまだ完了していない。

外国人の法的地位を規定する法律は、外国人がモンゴルの国民文化を損なう可能性がある「非人間的な」宗教を宣伝し、推進し、又は実践することを禁じている。この条項に違反した場合の刑罰は、最低月給額 192,000 トウグルグ (\$77) の 3~6 倍の罰金である。この条項に基づいて個人又は組織が罰金を科されたという報告は一切なされていない。宗教法は、宗教機関（国内外を問わない）が国内で「非人間的な」又は文化的に有害な活動を実施することに関して類似の禁止条項を盛り込んでいる。

宗教活動を実施しようとする外国人は、宗教ビザを取得しなければならない。宗教ビザに関して外国人のスポンサーになることができるのは登録された宗教集団のみである。他のクラスのビザで入国する外国人は、（認められている個人的礼拝又はその他の個人的な宗教活動とは別に）宗教を宣伝又は推進する活動を行うことを禁じられている。宗教法に基づき、「入国目的以外の事業に従事する行為」は、国外退去の根拠となる。

モンゴルは、市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）の締約国である。

政府の慣行

報告が示唆するところによると、宗教集団の登録に関して県及び地方政府には自由に解釈する権利が与えられていることから、登録規則が登録された宗教集団に一貫性のない形で適用される事態を招いており、また、未登録の宗教集団に対して地方政府職員が嫌がらせを加えたという報告もなされている。16歳未満の者が礼拝に参加する場合、親の承認書を提出することを義務付ける県もあった。政府は、[2016年]11月にダライ・ラマがモンゴルを訪問するのを阻止しなかった。

宗教機関の登録及び更新手続きは、概して地方自治体職員の慣行に左右されるため、地域

によって大きく異なると伝えられている。一部のキリスト教徒及びイスラム教徒集団が語ったところによると、政府は一貫性を欠いた形で規則を適用しており、手続きが頻繁に、かつ、予告なく変更される。また、キリスト教徒集団は、新任職員が規則を異なって解釈することがあるとも語った。国内外のキリスト教徒集団は、登録及び更新プロセスが恣意的になる場合があり、しかも、申請が却下された場合の異議申立制度がないと述べた。

伝えられるところによると、登録に要する期間は 2 週間から 3 年にまで及ぶため、登録を望む一部のキリスト教徒集団は登録の意欲を失っている。定期的な礼拝専用の場所がないあるいはその規模が十分ではないことを理由に登録の法的要件を満たすことができないため、登録を試みなかった宗教集団もあったと伝えられている。

ウランバートル議会の職員は、登録及び更新プロセスがあるために、政府は宗教集団の活動を評価することができ、礼拝所と聖職者の数をモニタリングすることができ、また、宗教活動を行う外国人とモンゴル人の比率を知ることができるようになっていないと主張し続けている。表向きは「却下された」形になっている初回登録又は更新申請は、より正確に表現すれば、たとえば、提出書類が不完全である、礼拝所の物理的状態が劣悪である、教育許可証がない学校で英語教育が提供される事例がある、あるいは財務面の問題（例：財産税が未払いである、又は外国筋から資金を受入れるという事実を申告していない）などの理由で、「（登録・更新が）延期されている」に過ぎない、と同職員は語っている。当局によると、このような場合、当局は宗教機関に不備を是正し、申請書を再提出するよう指示している。一方、宗教指導者は、ウランバートル議会議員が[2016年]6月に選出されて以来、[2016年]10月時点で認可されている新規登録又は更新申請は一切ないと報告している。これは、新政府が形成されてから間もないため、認可までの時間が不足していることが理由であると同議員は語っている。ある宗教グループの指導者が伝えたところによると、ウランバートル議会検査チームのあるメンバーは、特に「非伝統的な」宗教の信者（すなわち、非仏教徒又は非イスラム教徒）向けの教会が「あまりにも多く」あり過ぎると語っている。

ウランバートル議会は、登録の有効期間を 1 年に制限している。しかし、他の地域の地方自治体は、2~3 年有効な登録を認めている。

ウランバートル議会及び他の地方議会は、単一の宗教機関と関連がある支部教会の登録を認定することを拒否し続けた。むしろ、各教会は、支部教会としてではなく、別個に登録することを義務付けられた。モルモン教の指導者によると、法律では不明瞭な位置にある支部に関するウランバートル議会のこのような姿勢は、一元化された管理の下で複数の教会を運営しようとしているキリスト教の各宗派にとって特別な問題を提起した。ただし、

このような宗派は、その教会を個別に登録することができた。一部の宗教集団によると、ウランバートル及び他の当局は支部を設けない制度を好んだ。なぜなら、この制度の方が政府はより大きな税金を徴収することができるからである。

未登録の宗教集団であっても活動できる場合があったものの、税務署員、警察官及び他の政府機関の代表が頻繁に立ち入るという形態を取って、このような宗教集団に嫌がらせを加えることが時折あった。モンゴル福音主義連合(MEA:Mongolian Evangelical Alliance)は、メンバー教会の多くが未登録の地位にあるため、その牧師が法的措置や更なる捜査の対象になりやすい状況にあることについて懸念を表明した。シャーマニストの指導者は、その信仰の実践が自然と密接に関係しているため、礼拝所の登録に関する要件がその宗教に制限を課していることについて懸念を示した。確立された登録礼拝所があるシャーマニズム信仰はほとんどない。また、あるキリスト教宗派は、この礼拝所の登録要件が信者の家庭で礼拝を行う能力を制限していると伝えている。未登録の教会は、法人組織として登録するための正式文書を欠いている結果、土地を所有又は賃借することができず、納税申告書を提出することができず、また、政府と公式に接触することができない。未登録教会の個々のメンバーは通常、教会向けに使用するための土地を個人の能力で所有又は賃借し続けた。未登録教会は銀行口座を開設することができないため、牧師は個人口座を開設し、その口座を通じて教会の資金を管理した。一部の牧師は、外国の教会や外資系事業会社から、時には多額の寄付金を個人口座で受け取ったため、見掛け上はマネーロンダリングの疑いを生むことになって、捜査の対象になる可能性があった。

多くの宗教指導者がこれまで伝えたところによると、トゥブ(Tuv)県議会の議長は礼拝所の登録に反対すると語った。一部の教会指導者は、県政府が全ての教会を閉鎖する予定であるとの報告を受け取った後、トゥブ県政府の代表と会談した。これらの指導者によると、県政府の代表は指導者たちの懸念に耳を傾け、教会を閉鎖しないようにした。あるキリスト教徒集団は、トゥブ県へ何度も登録を試みたものの成功しなかったため、その後、そのコミュニティをウランバートルに移転させた。

宗教集団は、ダルハン・オール(Darkhan-Uul)県で引き続き困難に直面していると報告した。同県では、2013年終わり頃、当局が宗教機関を新規登録しない意図を示したと伝えられている。しかし、モンゴルイスラム教徒社会連盟(Mongolian Muslim Societies Federation)によると、当局は3年後に2つのモスクを登録した。一部の教会が伝えたところによると、地方自治体の職員は、登録の更新を申請する教会が地域社会又は政府に利益をもたらす「プロジェクト」を実施するまで、その教会の登録更新に必要な推薦状の発行を留保した。ある宗教集団は、地方自治体から歩道と車道を改修するよう要求があったと報告した。一部の教会は、1年以上に亘って、登録の更新が遅延していると報告し続けた。

ただし、この遅延が信仰している宗教と関係しているかどうかは不明である。外国人が同県で運営している一部の宗教組織は、そのメンバー構成、登録、建築許可及び納税記録を検査する様々な地方当局から複数の監査を受けていると報告している。

MEAは、フブスグル（Khuvs gul）県で登録する際に障害があると報告した。同県では、10の教会のうち、少なくとも2つが[2016年]10月現在で登録を待っていた。MEAは、3年後にドルノゴビ（Dornogobi）県で教会が一つ登録されたと報告した。

一部の登録教会は、地方当局による嫌がらせを報告した。この報告によると、職員は、時折明確な法的根拠もなく、正式文書と教会メンバーの名簿を要求し、場合によっては登録を確保する見返りとして賄賂も要求した。非宗教的な事業と集団は、同様の取扱いを受けたと報告した。この取扱いが信仰している宗教を踏まえて行われたものかどうかを判断することはできなかった。

一部の事例において、地方当局は教会活動に未成年者を参加させることに制限を課したと伝えられている。複数のキリスト教徒集団の代表によると、政府職員は付き添いのない未成年者を「洗脳」するために礼拝が利用されることを恐れるため、そのような未成年者が礼拝に参加することを制限し続けた。あるキリスト教徒集団の報告によると、ウランバートル議会は教会メンバーの子どもが、同じように親が参加しない友人に付き添われて礼拝に参加していることを理由に、この宗派の一つ教会の登録を延長しなかった。ウブス（Uvs）県及び他の県の場合、16歳未満の未成年者は教会活動に参加するために親の書面による許可を得なければならない。

宗教集団は、一般に税務署、出入国管理局、地方自治体、情報機関、その他の政府機関の職員により定期的な監査を受け続けた。一方、これまでの年と比べてそれほど頻繁に監査を受けることがなく、予告なしの監査も一切経験しなかったというキリスト教徒集団もあった。他のキリスト教徒集団は、予告なしの検査を受け続けた。あるキリスト教徒集団の報告によると、検査はこれまで町村レベルでのみ行われていたが、今や郡レベルでも実施されるようになっており、キリスト教徒集団に対する行政の圧力が高まっている。

政府職員は、旧正月に仏教徒の指導者の訪問を受け入れた。

ダライ・ラマは、仏教徒コミュニティの指導者からの継続招待に応じて[2016年]11月18~23日にモンゴルを訪問した。これまで、政府は、中国政府からの圧力を受けていたため、2011年以降はダライ・ラマがモンゴルを訪問するのを認めてこなかった。この訪問に先立ち、中国当局は報復的な措置が講じられる可能性があるとしてモンゴル政府を警告した。この

訪問の後、中国政府は期限を定めずに政治及び経済に関するモンゴルとの二国間協議（総額40億米ドルに上る譲許的融資に関する協議を含む）の開催を延期した。[2016年]12月、モンゴルの外務大臣はダライ・ラマの訪問が両国関係に負の影響を及ぼしたとして政府が遺憾に思っていることを表明するとともに、モンゴル政府は現政権期間中にダライ・ラマの再度の訪問を認めないと語った。

一部の外国人は、宗教ビザを取得する際に困難に直面した。ただし、一部の宗教集団は以前の年と比べて経験する困難が遥かに少なくなったと報告し続けた。これは入国管理官がこれらの宗教集団が実施している社会及び慈善プロジェクトにより好意的な目を向けるようになったからだと同集団は語っている。大半の宗教集団は 95 パーセント現地人雇用要件に縛られているため、十分な数の現地従業員を雇う余裕がない宗教集団は追加の宗教ビザのスポンサーになることができなかった。手数料を支払うことで割当枠の制限を超えることは可能であったが、大半の教会はこの費用を負担することができなかったと報告している。キリスト教徒集団の報告によると、モンゴルへ入国しようとする外国人の布教者は非宗教的な活動を行い、これに対応する種類のビザ（学生又は商用ビザなど）を申請する場合が多かった。この結果、この布教者は限定された宗教活動にしか合法的に参加することができず、合法的に従事できる活動に関する解釈が一貫していないことから、国外退去の対象者になりやすかったと同宗教集団は報告している。一般に、ビザの問題の大半は、登録の困難さに関係していたが、個々の宗教集団は地方自治体に登録を承認してもらう必要性から、公の場で地方自治体を批判することを嫌がっていたと伝えられている。

政府は、宗教的、歴史的及び文化的に重要な中心地であると政府が語る仏教徒の複数の遺跡を修復するために予算を配分した。他の宗教集団に対しては、類似の助成金を交付しなかった。

法務大臣は、宗教機関に関する統計数値を更新し、宗教活動に関係する問題を特定するため、[2016年]3月に宗教機関に関する作業部会を設置した。同作業部会の代表は、地元メディアとのインタビューの中で、宗教機関の統合データベースの構築を勧告するとともに、宗教機関の収入源と資金源を検証するために警察官、情報機関職員、税務署員及び保険職員が新たな措置を講じるべきだと語った。

第3節. 信教の自由に対する社会的尊重の状況

キリスト教徒又は他の少数派宗教集団のメンバーを標的にして地元メディア又はソーシャルメディアに基づく嫌がらせが行われたという報告がなされている。[2016年]3月、ジャーナリストL. Munkhbayasgalanはモンゴル国内における統一教会の活動を詳細に説明した2

つのビデオをユーチューブに掲載した。掲載後、統一教会の批評家E. Tserendolgorは 腐敗防止独立当局（Independent Authority Against Corruption）に対し、統一教会の利益のためにモンゴル人を洗脳し、マネーロンダリングを行っていたことを根拠として、教育・文化・科学・スポーツ省のある女性局長を捜査するよう要請した。3日後、その女性局長は電話、フェースブック、ツイッターを通じて嫌がらせを受けたことを報告し、辞表を提出した上で、警察に捜査を要求した。この局長はその後辞表を撤回した。

一部の地方自治体は、刑務所でのカウンセリング、井戸の建設、その他の慈善活動に関してキリスト教徒集団のサービスを求めたと伝えられている。しかしながら、一部の仏教徒とイスラム教徒の指導者は、モンゴル国内におけるキリスト教の影響力が高まることにつながると認識されるこのような動きに関して懸念を表明した。

第4節. 米政府の方針

駐モンゴル米国大使及び他の米国職員は、宗教の自由について、モンゴルの地方、県及び国家レベルの政府職員と定期的に協議した。この中には、国会議員、大統領室の高官、外務省、ウランバートル市民代表議会及び各州との会議による討議が含まれる。大使館職員は、ビザに関する法律が均一に適用されていない現状と宗教集団が報告している登録の困難さに関する米政府の懸念をモンゴル政府職員と共有した。米国職員は、大統領室、外務省、国会議員及び県職員に対し、宗教の自由を保護するための取り組みを強化するよう促すとともに、モンゴル政府と宗教コミュニティの間で行う対話の価値を強調した。

米国大使及び他の米国職員は、登録とビザに係る問題に加え、宗教的差別と闘い、より大きな宗教の自由を推進するための方策を協議するため、ウランバートルと全国（ホブド（Khovd）県及びバヤン・ウルギー（Bayan Ulgee）県を含む）で、宗教的指導者と頻繁に会合を持った。米国大使はダライ・ラマが訪問中に、公共イベントで同師と会談した。米国大使館は、[2016年]2月と10月に開催され、宗教の自由、宗教間対話及び宗教的寛容の尊重を推進するというテーマに重点を置いた大使館ラウンドテーブル（円卓会議）に仏教徒、キリスト教徒、シャーマニスト及びイスラム教徒の指導者を招いた。米国大使館は、政府との宗教問題に対処するため、信仰間協議会の設置を奨励した。また、国内メディアを通じて宗教の自由に関する論説を公表した。

米国のイスラム教徒学者は、米政府のビジタープログラムの支援を得て、信仰間対話及び政府と宗教コミュニティの間の対話の価値を強調するため、[2016年]2月に国及び県の政府職員、宗教的指導者、市民社会の代表、及びカザフ人系住民コミュニティの代表と会談した。また、同氏は礼拝所と宗教学校に対し、宗教的寛容と宗教間対話の価値を協議する

よう強く促した。